

対象となる介護サービス事業所等				対象経費	
				【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】
(1)	新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所等(休業要請を受けた介護サービス事業所等を含む。)	ア	千葉県または政令市・中核市(千葉市・柏市・船橋市)から休業要請を受けた通所系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所	ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る。） イ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	ウ 介護サービス事業所等の消毒、清掃費用 エ 感染性廃棄物の処理費用 オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）
		イ	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)		
		ウ	濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び介護施設等		
		エ	感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(イ、ウの場合を除く。)	キ 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等に限る。)	
		オ	病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等	ク 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 （高齢者施設等に限る。)	
(2)	新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所	(1)ア、イ以外の通所系サービス事業所(小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(通いサービスに限る。))を除く。)であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る。))		ケ 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	コ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）
(3)	感染者が発生した介護サービス事業所等(右記のいずれかに該当)の利用者の受け入れや当該介護サービス事業所等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所等	ア	(1)ア又はイに該当する介護サービス事業所等	【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】	
		イ	感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所等	・感染が発生した介護サービス事業所等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保 ・感染が発生した介護サービス事業所等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費	